

「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案へのご意見を募集します

鎌倉市では、共生社会の実現に向けて、基本理念や施策の基本事項を定める「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定する予定です。この度、条例素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

1 意見募集期間

平成30年11月26日(月)から平成30年12月25日(火)まで<期間内必着>

2 提出方法及び提出先

意見書の提出は、意見応募用紙又は任意書式をご利用いただき、任意書式の場合は、住所・氏名・電話番号及び「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例素案についての意見」である旨を記入してください。(住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記載してください。)

次の提出先へ、郵便、ファックス、電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提出先	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 健康福祉部 地域共生課
	ファックス	0467-23-7505 ※宛先に「地域共生課あて」と記載してください。
	電子メール	kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp ※ 件名に「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例素案についての意見」と記載してください。
	直接持参	地域共生課(市役所本庁舎1階6番窓口) ※ 市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館及び玉縄図書館にも回収箱が設置してあります。

※ 電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできませんが、事情により、上記の方法で提出できない場合は、ご相談ください。

3 提出できる方(鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定された「市民等」)

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・ 市内の学校に在学する方
- ・ 市に対し納税義務を有する方
- ・ この事案に利害関係を有する方

4 素案の閲覧場所

地域共生課(本庁舎1階6番窓口)、市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館及び市ホームページ

(ホームページアドレス <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/chikyoo/joureiiikenkoubo.html>)

5 意見等の公表

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報(氏名、住所等)を除き、後日市ホームページにて公表します。個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

鎌倉市健康福祉部地域共生課 電話 0467-23-3000 内線 2496